

## 第1号議案 令和6(2024)年度本部並びに各施設等の事業計画案について

### 【法人本部】

#### 1. 本部事業計画

白寿苑の施設老朽化にともない2022年に起案させて頂いております通り、2021年に実施致しました建物簡易診断において、修繕及び設備更新を推奨する報告を受けております。

故障・不具合箇所の修理につきましては、その都度実施を進めさせて頂いておりますが、これらの大規模修繕は実施開始に至るまでの計画から、入札を必要とする場合や契約・機器等の調達・施工会社の確保と大変時間を要し、突発的な故障や不具合が発生いたしますと施設運営に多大な影響を及ぼすことから、必要に応じて進めてまいります。

職員確保については、コロナ以降WEBを中心とした採用活動となりましたが、対面型、職場体験型も積極的に取り入れ、多角的な取り組みを進めます。

2020年度からはじめた「SUT (Skill Up Target) 制度」という当会独自の研修制度が4年目となりました。成果を見極めながら、制度のしくみや内容をきめ細かく修正し、より質の高いサービスが提供できる人財を育てる制度となるようブラッシュアップを図ります。

### 【施設部】

#### 2. 特別養護老人ホーム白寿苑

2024年4月に介護保険法改正が行われます。今般の改正では人口構造や社会経済状況の変化を踏まえ①地域包括ケアシステムの深化・推進②自立支援・重度化防止に向けた対応③良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり④制度の安定性・持続可能性の確保の4点を柱として改定されました。

特別養護老人ホームにおける主な改定点としては、要介護度ごとの1日当たりの基本報酬単価が従来型16～24単位、ユニット型18～26単位増となります。入所者の重度化、重症化が進行していることから配置医師緊急対応加算の要件拡充がなされました。また医療と介護の連携をより強固にするための見直しとして協力医療機関との連携体制の構築が3年の経過措置において義務付けられ、入所者の現病歴等の情報共有を行う会議を定期的に行うことを評価する「協力医療機関連携加算」、医療機関へ退所した際の生活支援上の留意点等の情報提供を行うことを評価する「退所時情報提供加算」が新設されました。

高齢者施設における感染症対応力の向上が求められ、施設内で感染者が発生

した場合、対応を行う医療機関と連携の上、施設内で感染者の療養を行い、感染拡大を防止する施策に対して「高齢者施設等感染対策向上加算」が新設されました。

3年間の経過措置期間が設けられていますが、介護現場の生産性の向上を目指すため「利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置」が義務付けられました。

2024年8月施行分としては、昨今の光熱水費の高騰から居住費の基準費用額の改定により1日あたり60円引き上げとなります。

2024年度は感染症等の対策を徹底しつつ新規入所を進め、稼働率の向上に努めてまいります。介護職員を中心に人材確保が困難な状況は継続しておりますが、入所者の生活を護る根幹であるケアの質を担保するために業務内容の見直し等は継続して行い、今後も「利用者のために」との基本理念に基づき、スタッフ個々のスキルアップへの取り組みを強化し、サービスの質を担保としたサービス提供に努めてまいります。

### 3. 短期入所生活介護

2024年4月に介護保険制度改正に伴い、短期入所生活介護における主な改定事項としては以下の通りとなります。

要介護度ごとの基本報酬単価が5～10単位増となります。

新たな加算としては、看取り期の利用者に対するサービス提供体制の強化を図る観点からレスパイト機能を果たしつつ看護職員の体制確保や対応方針を定め看取り期の利用者に対してサービス提供を行った場合に評価する「看取り連携体制加算」が新設されました。口腔管理に関わる連携の強化については、「口腔連携強化加算」が新設されました。

当苑は従来型施設のため適用外となりますが、短期入所生活介護における長期利用の適正化を図ることを目的に、連続利用61日目以降は更に減算単位数が設定されることとなりました。

特別養護老人ホームの改定と同様に3年間の経過措置期間が設けられていますが、介護現場の生産性の向上を目指すため「利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置」が義務付けられました。

2024年8月施行分としては、昨今の光熱水費の高騰から居住費の基準費用額の改定により1日あたり60円引き上げとなります。

大阪市からの委託事業である認知症高齢者緊急シヨートステイ事業については契約終了年度となりますが、2024年度からも契約更新が決定しており今後も緊急ニーズに対して積極的に受け入れを行ってまいります。

2023年度に引き続き、感染症対策を徹底しながら緊急ケースを含め、様々なニーズに柔軟に対応し稼働率の向上に努めてまいります。

#### 4. ケアハウス白寿苑

2024年2月1日現在、入居者数29名です。平均年齢は86.2歳、要介護認定を受けている入居者は22名です（その内、要支援…4名、要介護1…8名、要介護2…7名、要介護4…3名）。年齢層は、60歳代…1名、70歳代…3名、80歳代…14名、90歳代…11名です。男性が8名、女性が21名です。

- ① 行事・サークル活動については、新型コロナウイルス感染症予防のため、ほぼ中止していますが、飲食を伴う行事が再開できるようになれば、『鍋』『すき焼き』『お好み焼き』『たこ焼き』などの行事を取り入れます。現在行っている『コーヒールームサービス』は、好評なので、今後も継続したいと思えます。
- ② 個別の援助計画として、これまで通り、個人面談の機会を作ります。
- ③ 引き続き、入所受け入れ時の面談・見学・体験入所は、現在入所中の利用者への感染を予防しながら行っています。

#### 5. 白寿会診療所

##### (1) 感染対策

今後、さまざまな感染症の発症を予測し、予防のための研修の実施、発症時に確実に対応できるための訓練の実施を継続してまいります。

##### (2) 多職種協働

感染対策に影響され、十分にできていなかったケア技術の見直しを行います。今年度は、食事介助について行います。またレクリエーション活動も再開できるように、協力体制を構築していきたいと考えています。

#### 【在宅部】

2024年度介護保険制度改正にて各事業部門の体制を見直し、収益を安定させるために、加算の取得、稼働率の向上、経費の削減に取り組みます。介護職員等処遇改善についても、現加算と同等の取得ができるように生産性向上の取り組み、職場環境等要件を整備します。

在宅部全体を通じて以下の項目を重視し、地域貢献、サービスの質向上に取り組みます。

##### ① BCP（事業継続計画）の改善と地域協働の訓練

福祉避難所として機能するように、行政、地域、専門職との連携を図り、訓練を通じて互いの役割を確認してまいります。備蓄に関しても、簡易トイ

レ、電気、水、代替用品、食料について、事業が滞ることなく再開できるための準備を行います。

- ② ICT環境を整えることによる作業効率の向上とケアの質向上  
ケアの質向上、連携強化のためにインカム機器を導入し、意思疎通の効率化を目指します。端末機器についても、定期的なメンテナンス、ローテーションによる経費負担軽減を図ります。

- ③ 医療と介護の連携推進

感染対策、リハビリテーションの強化、利用者の重度化、医療ニーズに対応するために、提携医療機関とのコミュニケーションを密にすることで、組織体制を強化していきます。

- ④ 法人SUT体制を充実し、部署の枠組みを超えた研修体制の構築

SUT体制を基本とし、職種に応じた研修体系を構築することで、専門性の向上を保ち、また、他部署における事業継続計画による支援要請についても柔軟に対応できる組織体制を整えていきます。

## ●介護サービス事業課

### 6. デイサービスセンター白寿苑

#### ◆一般デイサービス

2024年度介護保険制度改正の内容を精査し、新たな加算取得や、現時点で取得している加算を継続的に取得できるように対応してまいります。また、コロナ禍以前のように、利用者の座席やレクリエーション等の取り組み等を戻しながら、利用者の満足度アップに繋げていきます。

- ① ADL維持加算の取得。その他加算取得に要する研修会等の実施。
- ② リハビリ会議を実施し、機能訓練内容のPDCAサイクルを強化していく。
- ③ 非常勤職員に対して、研修会等に参加できる環境づくりを行う。

最後に、2024年4月からBCP（事業継続計画）の策定が義務となりました。感染症や災害等の影響を受けた場合においても、影響を最小限に抑え、事業継続できるように検討してまいります。

#### ◆デイサービスほかほか

2024年度介護保険制度改正では基本単位が3単位前後のアップに留まるという結果となりました。デイサービス同様に新たな加算が取得できるように取り組んでまいります。

近況ですが、利用者の高齢化や要介護度が上がってきた影響もあり、施設入所（他施設を含む）される方が多数おられました。特に2023年度末にはその影響ができました。今後、早急に広報活動や居宅事業所等との繋がりを深め、積極的な

新規利用者の獲得をすすめてまいります。

- ① ADL維持加算の取得。その他加算取得に要する研修会等の実施。
- ② 手作り昼食・おやつ教室の実施。
- ③ 非常勤職員を含めた認知症ケア勉強会の定期開催。

#### 7. ヘルパーズテーション白寿苑

利用者様の体調管理を常に留意しながら、可能な限り住み慣れた場所で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、必要な生活支援、身体支援をおこないます。

生活の中でのSOSを見逃さない「気づき」を特に大切にします。

職員がその人を知ろうとするモチベーションを保てる職場環境作りをし、地域社会との接点が途切れないよう、職員間の情報交換、地域や各専門職との連携を大切にして、ヘルパーひとりひとりが多様なニーズ（自費サービス含む）に対応でき、長く在宅生活が送れるように支援を行います。

人手不足が深刻で絶滅危惧職業ともいわれている訪問介護ですが、諦めずに人材確保に努力します。

- ① 感染対策を徹底します。
- ② ヘルパーが訪問することで生活環境が良くなるように支援します。
- ③ 利用者様、家族様との信頼関係を築き利用者様の希望する生活に近づけるようにサービスの提供をします。
- ④ 関係機関と連携し、利用者様が安心して在宅生活ができるように支援します。
- ⑤ 業務の質の向上と迅速な対応に努めます。

#### 8. 有料老人ホームつむぎ苑

2023年度、引き続きコロナ禍において様々な制限を課された中、ご利用者の生活環境はもちろん職員の職場環境も大きく変容しました。ご利用者にとって行事、レクリエーション等の制限はコミュニケーションの減少を生むと同時に生活リズムも変化させ認知症の進行、ADLを低下させる結果となりました。また、職員間においても関係性の希薄化を生み、法人、事業所に対する帰属意識の希薄化につながり、職務への意欲に少なからず影響があると考えております。雇用情勢が厳しい中、継続雇用を実現するためにも早期に解消する課題であると考えております。

2024年度は、新型コロナウイルスが感染症5類に移行したことから、基本的な感染対策を継続した上で、行事、イベント、レクリエーションなどは、徐々にコロナ禍前の環境へと戻し、ご利用者、職員間のつながり、関係性の回復を図り、QOLを高める取り組み等を一から見直していきたいと考えております。

さらに、2024年4月には介護保険法改正が行われます。(介護予防)特定施設入居者生活介護における基本サービス費は1～6単位と僅かではありますがプログラムの改正となっております。その他、委員会の設置義務、医療機関との連携の見直しなど、いくつもの大きな改正が予定されています。早期に確かな情報を収集し取れる加算要件をしっかりと確認し、4月の改正に備え、準備を進めてまいります。

2024年度も引き続き稼働率とご利用者の満足度を高めるサービスの向上に努めてまいります。

#### ●相談支援課

#### 9. ライフサポートセンター白寿苑

ライフサポートセンター白寿苑の業務としては特定事業所加算(Ⅱ)を取得しています。質の高いケアマネジメントの推進をもとに公正中立に適切なケアマネジメントを実施していきます。また地域の医療機関との情報連携を継続していきます。

ケアマネジャーのスキル向上においても各自で個別研修計画を立て、自己のスキルアップを図ってまいります。また今年度も地域のケアマネジャーと小単位で勉強会を行ってまいります。昨年は他事業所のケアマネジャーと勉強会を2回程度実施しています。小単位ではありますが、それぞれの地域に拠点を置くケアマネジャーとの交流を行うことで地域特性、利用者支援の方法(事例検討)、介護保険制度、ケアマネジャーの悩みなど持ち寄りながら座談会的に行い相互の関係強化と人のつながりを強化していきます。

今後も特定事業所としての役割を地域で展開できるようにしていきます  
事業の運営面において報酬改定により居宅介護支援事業所の特定事業所加算要件変更、介護予防支援提供等の変更点などがあります。変更点を細かく確認して新たに事業を展開等する場合は、運営基準違反にならないようにしていきます。

#### 10. 玉出地域包括支援センター

2023年度は新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行し、地域活動がコロナ前の活気を取り戻し始めました。一方で全体の総合相談は減少傾向にあり、地域に埋もれている、地域との繋がりが希薄な事例の発見を見逃さない様、より地域との連携を見据えたアウトリーチ活動に努めます。

#### ①総合相談の充実・複合課題への対応

個人から世帯全体の課題がクローズアップされる事例や制度や枠組みに捉われない事例が増えていることから、横断的に視野を広げるソーシャルワークの実践ができるよう職員の資質と援助技術の向上を目指します。

(地域ケア会議：個別 年間 15回 (つながる場を含む) 予定)

②介護予防の推進

既存の独自事業 (みんなの居場所 書道サークル) の開催形態や体制の見直しを行い、地域住民が主体的に関われる活動作りを検討します。介護予防の取り組み、住民間の交流の場を作っていきます。

③介護支援専門員の質の向上

2024年度の法改正を見据え、包括職員と居宅介護支援事業所との知識の共有や資質向上に努めます。開催内容もより実践に活かせる内容を企画します。

(自立支援型ケアマネジメント本会議 3回、小会議 4回開催、ケアマネジメント勉強会 3回)

④認知症強化型地域包括支援センターとしての充実

区や地域包括支援センターとの連携調整、地域包括支援センターの機能強化として隣接する専門機関との協働(認知症初期集中支援事業関係者会議等の事務局機能の強化)、認知症に関する各種事業の充実(啓発事業、研修事業、ネットワーク構築事業)。専門職主導ではなく、当事者や家族が企画段階から関わり、西成区一体で広げていける住民主体のイベントの企画)。上記の事業から見えてくる地域課題に対して具体的な解決策の提案と、各地域包括支援センターへの後方支援や情報提供を行います。

11. にしなりオレンジチーム (認知症初期集中支援推進事業)

① 業務体制

チーム内全員がチーム員と認知症地域支援推進員を兼務します。

② 個別相談支援

相談ケースと支援ケースとの2つに分類して対応します。チーム内での検討から実際の支援、そして引継ぎに至るまでの流れに沿って支援を実践します。

③ 広報啓発活動

チラシデザインを4年ぶりに一部変更しました。認知症ケアパスと併せて関係機関、地域活動、認知症サポーター養成講座等にて配架と広報を行います。

認知症ケアパスについては地域毎のアクセスしやすいものがほしいとのニーズがあるため、現在ある区全域版を基に生活支援コーディネーター・見守り相談室とも情報交換しながら作成したいと考えています。ホ  
当チームのホームページや法人 SNS による広報活動を継続します。ホ

ホームページからの相談では増加傾向が続いております。

④ ネットワーク構築

個別ケースではチームの対応力向上に努めつつ、複合課題に対しては、当該の他機関と協力できる体制づくりを進めます。

多職種を意識した課題検討や研修の開催に関して連携協力していきま  
す。その一つとして、西成区精神保健福祉連携部会へ継続して参加しま  
す。

⑤ 認知症地域支援コーディネーターとの連携

認知症当事者へのボランティアと当事者もボランティアを行える「ち  
むオレんじサポーター」結成の勸奨、認知症の人にはやさしい取り組みを  
実施する企業・団体であるオレんじパートナーへの登録勸奨に連携協力  
します。

⑥ 認知症高齢者等支援地域連携事業

『ほっと！ネット西成』連絡会事務局の一員として、実務者級連絡会議  
兼関係者会議をはじめ、認知症対応力向上研修、区民向け啓発イベント  
を実施します。啓発イベントではコロナで培った技術とリアルな集合型  
を活かしながら、住民ニーズにマッチした企画を実施します。

1.2. 障害者相談支援 はなめ (相談支援事業)

2024 年度の障害福祉サービス等報酬改定では、「医療等の他機関連携」のため  
各種加算の拡充、「高い専門性が求められる者の支援体制」に新たな区分が設けられ  
ます。また、基本報酬が見直されます。しかし、機能強化体制をとっている事業所は大  
幅に増額されますが機能強化なしの当事業所は微増です。

収益向上の取り組みとして、「行動障害支援体制加算」の申請と各種「評価加算」  
を積極的に算定してまいります。さらに、2024 年度に新設される「高次脳機能  
障害支援体制加算」算定に取り組みます。また、事業継続に必要な現任研修を本  
年度中に受講します。相談支援専門員一人当たり担当件数上限である 1 か月平  
均 35 件を目標に地域関係機関と連携を深め利用者獲得を行います。

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」などの課題にも対応できるよう各種  
会議の参加、研修会の参加を行い関係者のネットワーク形成・障がい特性や制度  
の理解に努めます。介護保険サービスとの併用が必要な方が多い地域であるこ  
とも踏まえて、法人内で障がいサービスについて知っていたり機会を設け引  
き続き共生を目指します。

【白寿会研修センター】

### 13. 喀痰吸引等研修事業

当事業は 2013 年度より開始し、これまで基本研修を 13 回開催、参加者が計 259 名、そのうち全課程修了者が 220 名、基本研修修了後実地研修受講中が 25 名です。また、基本研修免除研修の参加者が 5 名、全員修了しております (2024 年 2 月末現在)。

コロナ禍で開催が認められたオンラインプラススクーリング形式での基本研修を 2022 年度から開催しており、2024 年度についても年 1 回実施の予定にしておりますが、当該事業を管轄する厚生労働省の方針として、オンライン研修の実施はコロナ期間中のみで、2024 年度からはコロナ前に戻すという見解が出ています。経過措置もあることですが、現状で正式な通知は出ておりませんので、オンラインでの実施が認められなくなった場合、コロナ前の集合型の研修として実施するかどうかは、再検討したいと考えております。